

町田市消費生活センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 2 月 2 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市消費生活センター条例の一部を改正する条例

町田市消費生活センター条例（平成11年9月町田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ため」の次に「、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターとして」を、「町田市消費生活センター」の次に「(以下「消費生活センター」という。)」を加える。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 町田市消費生活センター

位置 町田市原町田四丁目9番8号

第3条各号列記以外の部分中「町田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）」を「消費生活センター」に改め、同条第1号中「消費生活に係る相談及び苦情処理」を「法第8条第2項各号に掲げる事務」に改める。

第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（情報の安全管理）

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務について得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第5条中「所長」の次に「、消費生活相談員（法に定める消費生活相談員をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の6項を加える。

2 消費生活相談員は、消費生活相談に従事する。

3 消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。

4 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、消費生活相談員の任期ごとに客観的な能力の実証を行うものとする。

6 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を修得していることに十分配慮し、前項に規定する能力の実証の結果、当該消費生活相談員が適任であると認めるときは、当該消費生活相談員を再任することができる。

7 市長は、第1項に規定する職員で法第8条第2項各号に掲げる事務に従事するものに対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(消費生活相談の実施)

第4条 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）を実施しない日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

2 消費生活相談を実施する時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市消費生活センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 消費者の利益を守り、消費生活に係る必要な知識の普及及び情報提供を行い、並びに自主的活動を促進するため、<u>消費者安全法</u>（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号に規定する<u>消費生活センター</u>として、町田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>町田市消費生活センター</u></p> <p>位置 <u>町田市原町田四丁目9番8号</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>消費生活センター</u>は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第8条第2項各号に掲げる事務</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>(消費生活相談の実施)</u></p> <p>第4条 <u>法第10条の3第2項に規定する消費生活相談</u>（以下「消費生活相談」という。）を実施しない日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>2 <u>消費生活相談を実施する時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 消費者の利益を守り、消費生活に係る必要な知識の普及及び情報提供を行い、並びに自主的活動を促進するため、町田市消費生活センターを設置する。</p> <p><u>(位置)</u></p> <p>第2条 <u>町田市消費生活センターの位置は、町田市原町田四丁目9番8号とする。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>町田市消費生活センター</u>（以下「消費生活センター」という。）は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>消費生活に係る相談及び苦情処理</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

町田市消費生活センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(職員)</p> <p><u>第6条 消費生活センターに所長、消費生活相談員（法に定める消費生活相談員をいう。以下この条において同じ。）その他必要な職員を置く。</u></p> <p><u>2 消費生活相談員は、消費生活相談に従事する。</u></p> <p><u>3 消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。</u></p> <p><u>4 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>5 市長は、消費生活相談員の任期ごとに客観的な能力の実証を行うものとする。</u></p> <p><u>6 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を修得していることに十分配慮し、前項に規定する能力の実証の結果、当該消費生活相談員が適任であると認めるときは、当該消費生活相談員を再任することができる。</u></p> <p><u>7 市長は、第1項に規定する職員で法第8条第2項各号に掲げる事務に従事するものに対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。</u></p> <p>(情報の安全管理)</p> <p><u>第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務について得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条 略</u></p>	<p>(施設)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(職員)</p> <p><u>第5条 消費生活センターに所長その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 略</u></p>